

沼津市消費者安全確保地域協議会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市消費者安全確保地域協議会設置要綱

（設置）

第 1 条 本市における高齢者、障害者等の消費者安全の確保に係る取組を効果的かつ円滑に行い、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の 3 第 1 項の規定に基づき、沼津市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障害者その他消費生活上特に配慮が必要な者に対する見守り活動の推進に関すること。
- (2) 消費者安全の確保に係る対策及び情報交換に関すること。
- (3) 関係機関等が実施する消費者安全の確保に係る取組に対する支援に関すること。
- (4) その他市民の消費生活の安定及び向上に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

（運営）

第 4 条 協議会に座長を置き、政策推進部生活安心課長をもって充てる。

- 2 協議会の会議は、座長が別表に掲げる関係機関等に所属する者を招集し、座長が会議の進行を担当する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

（秘密の保持）

第 5 条 協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者及び前条第 3 項の規定

により会議に出席した者は、消費者安全法第11条の5の規定により、協議会の事務
に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、政策推進部生活安心課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

沼津市民生委員児童委員協議会
社会福祉法人沼津市社会福祉協議会
沼津市消費者協会
沼津警察署
静岡県東部県民生活センター
消費生活センター
市民福祉部福祉企画課
市民福祉部社会福祉課
市民福祉部長寿福祉課
市民福祉部介護保険課
市民福祉部障がい福祉課